

政令 第36条の2（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築

（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物）

第36条の2 法第20条第1項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- 一 地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物
- 二 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるもの
- 三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、高さが20メートルを超えるもの
- 四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 地階を除く階数が4以上である建築物
 - ロ 高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超える建築物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物

告示 平19国交告第593号

最終改正 平成28年4月1日 国土交通省告示第613号

建築基準法施行令第36条の2第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第36条の2第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成14年国土交通省告示第474号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

- 一 地階を除く階数が3以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの
 - イ 次の(1)から(5)までに該当するもの
 - (1) 架構を構成する柱の相互の間隔が6メートル以下であるもの
 - (2) 延べ面積が500平方メートル以内であるもの
 - (3) 令第88条第1項に規定する地震力について標準せん断力係数を0.3以上とする計算をして令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、構造耐力上主要な部分のうち冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ6ミリメートル以上のものに限る。）の柱にあつては、令第88条第1項に規定する地震力によって当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表に掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力の大きさの値としなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。
- （表 略）
- (4) 水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないことが確かめられたもの
 - (5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第1項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第3第2項第一号に定め

る基準に適合するもの

ロ 次の(1)から(7)までに該当するもの

- (1) 地階を除く階数が2以下であるもの
- (2) 架構を構成する柱の相互の間隔が12メートル以下であるもの
- 5 (3) 延べ面積が500平方メートル以内（平家建てのものにあっては、3,000平方メートル以内）であるもの
- (4) イ(3)及び(4)の規定に適合するもの
- (5) 令第82条の6第二号ロの規定に適合するもの
- 10 (6) 構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によって、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部と基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によって、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたもの
- (7) イ(5)の規定に適合するもの

ハ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分

二 高さが20メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの

イ 次の(1)から(3)までに該当するもの

- 20 (1) 地上部分の各階の耐力壁（平成19年国土交通省告示第594号第1第三号イ(1)に規定する開口周比が0.4以下であるものに限る。以下この号において同じ。）並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

(式 略)

- 25 (2) 構造耐力上主要な部分が、地震力によって当該部分に生ずるせん断力として次の式によって計算した設計用せん断力に対して、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたものであること。

(式 略)

- 30 (3) 前号イ(5)の規定に適合するもの

ロ 施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分

三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（次号イ又はロに該当するものを除く。）

イ 地階を除く階数が3以下であるもの

ロ 高さが13メートル以下で、かつ、軒の高さが9メートル以下であるもの

ハ 延べ面積が500平方メートル以内であるもの

ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合するもの

ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イ(1)及び(2)に適合するもの

ヘ 第一号イ(5)の規定に適合するもの

四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイ又はロのいずれかに該当するもの以外のもの（前号イからへまでに該当するものを除く。）

イ 次の(1)から(11)までに該当するもの

(1) 次の(i)又は(ii)に該当するもの

(i) 地階を除く階数が2又は3であり、かつ、1階部分を鉄筋コンクリート造とし、2階以上の部分を木造としたもの

(ii) 地階を除く階数が3であり、かつ、1階及び2階部分を鉄筋コンクリート造とし、3階部分を木造としたもの

(2) 高さが13メートル以下で、かつ、軒の高さが9メートル以下であるもの

(3) 延べ面積が500平方メートル以内であるもの

(4) 地上部分について、令第82条の2に適合することが確かめられたもの

(5) (1)(i)に該当するもののうち地階を除く階数が3であるものにあつては、2階及び3階部分について、令第82条の6第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「2階及び3階部分」と読み替えるものとする。

(6) (1)(ii)に該当するものにあつては、1階及び2階部分について、令第82条の6第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「1階及び2階部分」と読み替えるものとする。

(7) 地上部分について、各階の偏心率が令第82条の6第二号ロに適合することが確かめられたもの

(8) 鉄筋コンクリート造の構造部分について、昭和55年建設省告示第1791号第3第一号に定める構造計算を行ったもの

(9) 木造の構造部分について、昭和55年建設省告示第1791号第1に定める構造計算を行ったもの

10 (10) CLTパネル工法を用いた建築物の構造部分について、平成28年国土交通省告示第611号第9第二号に定める構造計算を行ったもの

11 第一号イ(5)の規定に適合するもの

ロ 次の(1)から(5)までに該当するもの

(1) 地階を除く階数が2であり、かつ、1階部分を鉄筋コンクリート造とし、2階部分を木造としたもの

(2) イ(2)、(4)及び(7)から**10**までに該当するもの

(3) 延べ面積が3,000平方メートル以内であるもの

(4) 2階部分の令第88条第1項に規定する地震力について、標準せん断力係数を0.3以上(同項ただし書の区域内における木造のもの(令第46条第2項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。)にあつては、0.45以上)とする計算をし、当該地震力によって令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該建築物の振動特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられたもの

(5) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

五 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。)が次のイからトまでのいずれかに該当するもの以外のもの

イ 高さが13メートル以下で、かつ、軒の高さが9メートル以下である木造のもの

ロ 地階を除く階数が3以下である組積造又は補強コンクリートブロック造のもの

ハ 地階を除く階数が3以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である鉄骨造のものであつて、第一号イ又はロ(薄板軽量形鋼造のもの及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供するものにあつては、イ)に該当するもの

ニ 高さが20メートル以下である鉄筋コンクリート造(壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。)若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであつて、第二号イに該当するもの

ホ 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち2以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを

併用するものであって、第三号(1)から(5)までに該当するもの

へ 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、前号イ(1)から10まで又は前号ロ(1)から(4)までに該当するもの

ト 第一号イ(5)の規定に適合するもの

5 六 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であって、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの以外のもの

10 七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であって、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が第五号イからへまでのいずれか及びトに該当するもの以外のもの

八 平成14年国土交通省告示第666号に規定する骨組膜構造の建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの

イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

15 (1) 平成14年国土交通省告示第666号第1第2項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当し、天井がトに該当するもの

(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの

ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

20 (1) 平成14年国土交通省告示第666号第5第1項各号及び第2項から第6項まで（第4項を除く。）に規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの

法第20条第1項第二号イでは、高さが60m以下の建築物のうち一定の規模以上の建築物については、「地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握すること」を原則とした構造計算を行うこととし、その対象について木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造といった代表的な構造方法に関する基本的な高さ等の規模の条件と、それ以外でもこの原則に従った構造計算を行う必要があるものの条件を別途定めることとしている（以下のア）参照）。これらの建築物の構造計算の内容に関しては、原則として構造計算適合性判定を行つて内容が適切であることを確かめる必要がある。

30 なお、法第20条第1項第二号ロの規定に基づき、このような建築物について、前号（第一号）の規定によることができる。具体的には、(1)に示す超高層建築物に関する基準を適用することとなる。このときには、確認申請に先立って大臣の認定を取得する必要がある。

ア) 対象となる建築物

法第20条第1項第二号イに規定するもの以外の各種の条件等で構造計算適合性判定を要するものとする建築物（ただし、2.2.1(2)項で述べた通りルート2の計算を行ったものについて一定の条件で審査が行われる場合は判定を省略可能）は、令第36条の2及び平19国交告第593号において規定されている。これらを取りまとめて示したものが次の表2.2-1である。なお、特定天井（3.2.3項参照）を有する場合は、同告示において、令第39条第3項に基づく平25国交告第771号のうち特定の規定に適合するものや大臣認定を取得したものを構造計算適合性判定からの除外の条件としているが、これは、特定天井について、応答スペクトル法等の高度な構造計算を用いる場合に構造計算適合性判定を必要とするための規定である。

その他、鉄骨造の建築物及び鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの併用を含む）の建築物については、施行規則第1条の3の認定を取得することで、構造計算の内容についてあらかじめ安全であると評価がなされたものとして、構造計算適合性判定を不要とできることが規定されている（平19国交告第593号第一号ハ、第二号ロ）。この認定は、主に低層の住宅や、倉庫等を想定した簡易な構造の建築物について活用されている。

表2.2-1 構造計算適合性判定の対象となる建築物（高さが60m以下のものに限る）

（※文献¹⁾の表3.2-9に平成27(2015)年以降の改正に整合させる等の若干の修正を行った）

	法令	構造種別および規模・計算方法		判定の要否
構造種別規模によるもの	法第20条第1項第二号	木造	高さ13mを超えるもの 軒高9mを超えるもの	要
		鉄骨造	地階を除く階数が4以上のもの	要
	地階を除く階数が3以下のもののうち、 ・高さ13mを超えるもの ・軒高9mを超えるもの		要	
	地階を除く階数が3以下、高さ13m以下及び軒高9m以下のもののうち、下記以外のもの ・柱相互の間隔が6m以下 ・延べ面積が500㎡以内 ・標準せん断力係数を0.3以上で、令第82条第一号から第三号の計算及び冷間成形角形鋼管への配慮がされたもの ・筋交いの端部および接合部が破断しないことが確かめられたもの ・特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合するもの		要	
	地階を除く階数が3以下、高さ13m以下及び軒高9m以下のもののうち、下記以外のもの ・地階を除く階数が2以下のもの ・柱相互の間隔が12m以下 ・延べ面積が500㎡以内（平家建てにあつては、3000㎡以内） ・標準せん断力係数を0.3以上で、令第82条第一号から第三号の計算及び冷間成形角形鋼管への配慮がされたもの ・筋交いの端部および接合部が破断しないことが確かめられたもの ・令第82条の6第二号ロ（偏心率）の規定に適合するもの ・特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合するもの		要	
	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造	高さが20mを超えるもの	要	
高さが20m以下のもの（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート組積造を除く）のうち、下記以外のもの ・地上部分の各階の耐力壁ならびに柱および耐力壁以外の鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の水平断面積の算定 $\Sigma 2.5\alpha A_w + \Sigma 0.7\alpha A_c \geq \Sigma W A_i$ （鉄筋コンクリート造） $\Sigma 2.5\alpha A_w + \Sigma 1.0\alpha A_c \geq \Sigma W A_i$ （鉄骨鉄筋コンクリート造） ・令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算 $Q_b = \min [Q_L + nQ_E, Q_0 + Q_y]$ ・特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合するもの		要		

	法令	構造種別および規模・計算方法		判定の要否	
構造種別規模によるもの		組積造・補強コンクリートブロック造	地階を除く階が4以上のもの	要	
	法第20条第1項第二号	混用構造	鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造の混用構造で高さが20mを超えるもの	要	
	令第36条の2		木造, 組積造, 補強コンクリートブロック造, 鉄骨造のうち二以上を併用するもの	下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が4以上のもの ・高さ13mを超えるもの ・軒高9mを超えるもの 	要
	平19国交告第593号		木造, 組積造, 補強コンクリートブロック造, 鉄骨造のうち一以上を鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造と併用するもの	下記以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が3以下のもの ・高さ13m以下のもの ・軒高9m以下のもの ・延べ面積が500㎡以内 ・鉄骨造の構造部分を有する階が平19国交告第593号第一号イ(1), (3)及び(4)に適合するもの ・特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合するもの 	要
			木造, 組積造, 補強コンクリートブロック造, 鉄骨造のうち一以上を鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造と併用するもの	下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が4以上のもの ・高さ13mを超えるもの ・軒高9mを超えるもの 	要
		木造と鉄筋コンクリート造を併用するもの	下記以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が2または3で1階鉄筋コンクリート造かつ2階以上を木造 ・高さ13m以下のもの ・軒高9m以下のもの ・延べ面積が500㎡以内 ・地上部分, 令第82条の2(層間変形角)に適合 ・地階を除く階数が3の場合に2階以上の剛性率が令第82条の6第二号イに適合 ・各階の偏心率が令第82条の6第二号ロに適合 ・鉄筋コンクリート造部分(1階部分)で昭55建告第1791号第3第一号に定める構造計算 	要	

	法令	構造種別および規模・計算方法		判定の要否	
構造種別規模によるもの	令第20条第1項第2号	混用構造	木造と鉄筋コンクリート造を併用するもの	<ul style="list-style-type: none"> 木造部分（2階以上）で昭55建告第1791第1に定める構造計算 	
	令第36条の2			<ul style="list-style-type: none"> CLTパネル工法を用いた部分で平28国交告第611号第9第2号に定める計算 特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合するもの 	要
	平19国交告第593号			<p>下記以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 地階を除く階数が3で1, 2階鉄筋コンクリート造かつ3階を木造 高さ13m以下のもの 軒高9m以下のもの 延べ面積が500㎡以内 地上部分, 令第82条の2（層間変形角）に適合 1, 2階の剛性率が令第82条の6第2号イに適合 各階の偏心率が令第82条の6第2号ロに適合 鉄筋コンクリート造部分（1階部分）で昭55建告第1791号第3第一号に定める構造計算 木造部分（2階以上）で昭55建告第1791第1に定める構造計算 CLTパネル工法を用いた部分で平28国交告第611号第9第2号に定める計算 特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合するもの 	要
			<p>下記以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 地階を除く階数が2で1階鉄筋コンクリート造かつ2階木造 高さ13m以下のもの 軒高9m以下のもの 地上部分, 令第82条の2（層間変形角）に適合 各階の偏心率が令第82条の6第2号ロに適合 鉄筋コンクリート造部分で昭55建告第1791号第3第一号に定める構造計算 木造部分で昭55建告第1791第1に定める構造計算 CLTパネル工法を用いた部分で平28国交告第611号第9第2号に定める計算 延べ面積が3000㎡以内 2階の地震力 $C_0 \geq 0.3$ (ただし書の区域は $C_0 \geq 0.45$ (令第46条第2項第一号の基準適合を除く)) で, 令第82条第一号～第三号の構造計算又は特別な調査研究により確認 特定天井について応答スペクトル法等によらず令第39条第3項の規定に適合するもの 	要	

	法令	構造種別および規模・計算方法	判定の要否	
	建築物の部分として用いる構造	デッキプレート版を用いた建築物 ・当該部分以外の部分が構造適判の対象となるもの	要 —	
		軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物 ・当該部分以外の部分が構造適判の対象となるもの	要	
		屋根版にシステムトラスを用いた建築物 ・当該部分以外の部分が構造適判の対象となるもの	要	
構造種別規模によるもの	法第20条第1項第二号 令第36条の2 平19国交告第593号	骨組膜構造 下記以外のもの ・平14国交告第666号第1第2項第一号ロ(1)から(3)に規定する構造方法 ・骨組の構造が平19国交告第593号第五号イからへのいずれかに適合	要	
		下記以外のもの ・平14国交告第666号第5第1項各号,第2項から第6項(第4項を除く)に規定する構造計算	要	
計算方法によるもの	法第20条第1項第三号,第四号		認定プログラム利用の申請(ルート1含む)	要
	令第81条第2項		保有水平耐力計算によるもの 限界耐力計算によるもの エネルギー法(平17国交告第631号)によるもの 許容応力度等計算によるもの(一定の資格者による審査を受ける場合を除く)	要
	令第80条の2第一号	特殊な構造方法	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造 壁式鉄筋コンクリート造 枠組壁工法・木質プレハブ工法 薄板軽量形鋼造 デッキプレート版 丸太組構法 システムトラス コンクリート充填鋼管造 鉄筋コンクリート組積造 軽量気泡コンクリートパネル CLTパネル工法	告示の規定により構造計算の方法を確認し,要否を判断
	令第80条の2第二号	特殊な構造方法	プレストレストコンクリート造 免震建築物 アルミニウム合金造 膜構造 テント倉庫	告示の規定により構造計算の方法を確認し,要否を判断
	令第80条の3		土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物	用いる構造計算の方法を確認し,要否を判断

なお,これらのうち木造,鉄骨造,鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造について必要となる構造計算の内容に関しては第6章で解説する。その他のものは2.2.3項を参照されたい。

イ) 構造計算の適用関係

令第36条第2項では,法第20条第1項第二号を根拠として,適用される構造方法(仕様規定)とその安全性を確かめるための構造計算基準の組み合わせについて,表2.2-2に示すように定めている。